

別海町議会会議録

第2号 (平成24年6月20日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 1番 木嶋 悦寛 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 15番 中村 忠士 議員
- ② 1番 木嶋 悦寛 議員
- ③ 9番 瀧川 榮子 議員

○出席議員 (17名)

1番 木嶋 悦寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 沓 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員 (1名)

11番 丹 羽 勝 夫

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 山 口 長 伸	代 表 監 査 委 員 鈴 木 英 世
監 査 委 員 下 川 原 洋	総 務 部 長 竹 中 仁
福 祉 部 長 佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長 天 田 豊	教 育 部 長 大 島 登

監査委員事務局長	上	月	昭	彦	農委事務局長	森	本	哲	男
病院事務長	真	籠		毅	会計管理者	半	田	雅	代
総務部次長	宮	部	正	好	福祉部次長	佐	藤	英	敏
福祉部次長	田	保	圭	乙	産業振興部次長	竹	内	信	康
建設水道部次長	永	野	寛	昭	教育部次長	藤	原	繁	光
総務課長	宮	部	正	好	総合政策課長	浦	山	吉	人
財政課長	河	嶋	田	鶴枝	総務課参事	佐	藤	則	夫
町民課長	半	田	三喜	男	福祉課長	佐	藤	英	敏
福祉課参事	清	水	純	夫	特養建設準備室長	田	保	圭	乙
商工観光課長	大	槻	祐	二	上下水道課長	永	野	寛	昭
学務課長	藤	原	繁	光	生涯学習課長	下	地		哲
中央公民館長	佐	藤	清	美					

○議会事務局出席職員

事務局長 土井 一典 主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

1番 木嶋 悦寛
 3番 森本 一夫
 2番 松壽 孝雄

◎開議宣告

- 議長（渡邊政吉君） おはようございます。
ただいまから、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。
1番木嶋議員、2番松壽議員、3番森本議員、以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 一般質問

- 議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
まず初めに、15番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。
なお、質問は一問一答方式でございます。
- 15番（中村忠士君） おはようございます。
通告に従いまして、質問をさせていただきます。
第1点目です。在沖縄米海兵隊の実弾射撃移転訓練についてであります。
前回の訓練時には野火が頻発しました。仮に今回も野火が発生したら、実際にしたわけですけれども、原因究明と再発防止策が明確にとられるまで訓練の再開をさせないよう求めるべきだと思いますが、町当局の見解をお聞かせください。
- 議長（渡邊政吉君） 町長。
- 町長（水沼 猛君） おはようございます。
中村議員の一般質問にお答えを申し上げます。
まずは中村議員おっしゃいますように、前回、平成22年度でございますが、この訓練の際には5回の野火が発生をいたしました。住民の方々が不安を感じるような事態となったことはまことに遺憾でございます。
このことにつきましては、平成22年度においても、道と関係4町で構成をいたしております矢臼別演習場関係機関連絡会議といたしまして、北海道防衛局に対し原因の究明と再発の防止を徹底し、万全の措置をとるよう要請したところでございます。
本年度におきましても、5月23日に北海道防衛局に対し、万全な安全対策を行い、住民の皆さんが不安を感じないようにしていただきたい旨を要請いたしております。
この要請に対しまして、北海道防衛局からは、事前の防火措置や万一の発生に備えた対応策などについて取り組んでいることや、速やかな情報提供を行う旨の回答を得ておりました。
しかしながら、残念なことに、この6月15日、隊員の火の不始末とされておりますが、着弾区域付近において野火が発生したとの報告がございました。

発生した野火に対しましては、事前要請に対する防衛局からの回答またはブリーフィングの時の説明にもありましたように、直ちにヘリコプター2機による消火活動を行い、鎮火させたと報告をされております。

町といたしましては、大火に至らなかったものの、野火を発生させたことに対しましてはまことに遺憾であり、原因の究明と再発防止の徹底を図るよう、発生当日に北海道防衛局長に対して要請をしたところでございます。

今回につきましては、出火翌日にその原因が公表されましたが、引き続き安全な訓練実施と情報公開を求めながら、関係機関と連携の上、円滑に訓練が実施されるように今後とも対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今回の野火については、どういう原因であったかという説明は一応されているところですが、質問の中にありました原因究明と再発防止策が明確にとられるまで訓練の再開をしないように求めるべきだという点についてはどうかということをお聞きしたいわけですが、再発防止ということに関して、今回野火が発生した箇所については町長は御存じでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

発生場所でございますが、着弾地域付近ということで聞いております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私が防衛局に確認したところ、着弾地の北側、1キロ離れたところが燃えたというふうに聞いております。つまり、そこに米兵がいたということになりますね。何のためにそこにいたのか。着弾地に極めて近いところに米兵がいるということがあり得るのかどうか。大変、よくわからない部分があります。

原因究明ということにかかわって、そういうわからない部分が出てくるというのはよくないことだと思いますので、そこら辺、町長として把握されておられるか。あるいは、把握されていないとしたら、今後そういう点を把握しようとするか、その点をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどお答えを申し上げましたように、私どもとしては着弾地域付近ということで聞いております。詳細に、中村議員がおっしゃられたことについては我々も承知しておりませんので、いずれにいたしましても、その原因については、たばこの不始末ということでございますので、原因については我々もしっかり、それが原因であるということをお聞きしておりますし、そのことについての報告については、私ども信頼をして、そのとおりであるだろうということで、今はそう考えておりますので、それについての、今言われたような疑念については、今のところ私どもは持っておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 仮にたばこの不始末だということで信じてとしても、隊員の規律が一体どうなっているのかと。時間的な経緯から見ると、実弾射撃をやっている最中にたばこを吸ったということになりますから、そこら辺、経緯として細かく言っている時間はありませんけれども、そういう点はつかまれていると思っております。

実弾射撃の時間帯に隊員が着弾地付近1キロ程度のところでたばこを吸っているという

ことが規律としてどうなのかという問題も生じますから、その点は規律の問題で、また後ほどお聞きしたいと思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

平成8年12月18日、第4回別海町議会定例会の最終日において、当時設置されていた米軍海兵隊矢臼別演習場移転問題特別委員会の委員長が調査結果の最終報告を行いました。その中に、演習に係る国の対応等として、海兵隊の矢臼別演習場の使用に関しての懸念事項についての対応内容が数点にわたって述べられています。

その具体的内容として、矢臼別演習場で分散実施される訓練は年1回、実弾射撃訓練日数10日以下の訓練を行う。しかし、訓練前後に展開撤収期間として、それぞれ三、四日程度必要である。訓練は、最大でも人員300名強、155ミリ流弾砲12門、車両約60台。ほかに、支援部隊として約60ないし70名程度の人員がこれに当たるなどの事項があります。

これについてお伺いしますが、特別委員会の報告では、当時の札幌防衛施設局長に確認したこととしていますが、確認したという事実に間違いはないか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

確認したという事実に間違いはないかとの御質問でございます。

実際に、まず確認を行ったのは、今御質問にありましたように、米軍海兵隊矢臼別演習場移転問題特別委員会であることを前提にお答えをさせていただきます。

本件につきましては、当時の米軍海兵隊矢臼別演習場移転問題特別委員会が、矢臼別演習場の使用に関する態様について、町当局から説明を受けた内容、また、地域住民からの意見などを含め、その懸念事項への対応を当時の札幌防衛施設局、現在の北海道防衛局の局長に対して確認をした内容を特別委員会の調査結果として委員長が報告したものと承知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今、確認させていただきましたけれども、その内容、このことからいって、訓練日数は多くても18日程度、参加する兵員の数は最大で合計370から380人程度、車両60台程度ということになります。

しかし、前回の訓練日数は28日間、今回も同程度、あるいはそれ以上の予定です。また、兵員数、車両数は、前回も今回も430人、100台となっています。防衛施設局長に確認した内容と乖離し、明らかに拡大の方向であります。最低でも防衛施設局長と確認した内容を守るべきと思いますが、町当局の見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

米海兵隊の移転訓練を受け入れするに当たりましては、訓練規模は最大で人員約300名強、砲門は12門、車両約60両ということが日米間の合意内容でございますが、これは支援部隊を除く人員及び車両数でございます。

本年度の訓練規模については、人員は約430名、砲数については12門、車両は約100両でございますが、支援部隊を除く射撃訓練部隊の人員及び車両につきましては、日米間の合意の範囲であるとの説明を受けているところでもございます。

当時の札幌防衛施設局長から回答のあった内容から、これらのことは乖離するものでは

ないと理解をいたしております。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 私の質問の全体をちょっと聞いていただきたいと思うのですが、支援部隊は60から70ということになっているわけです。そうすると、総勢でも、どんなに考えても400を超えるということはないというふうに考えられる、そういう内容で確認されているわけです。それから、車両は60台というふうに、かなり明確に言っているわけです。それを超えて、倍とは言いませんけれども、4割ほど多いのです。100台ということになっているということでもあります。明らかに拡大の方向だというふうに言えると思います。

この点は、私、取り寄せて、全部の議事録を読みました。何回もこの点については確認がされています。当時の佐野町長は、平成8年9月17日の定例議会の行政報告でこういうふうに言っています。「最大滞在日数は、訓練10日のその前後三、四日ということだそうであります。したがって、1回の訓練は20日を超えることはないのではないかと思えます」というふうに明確に報告しています。その後、これを変更する発言はありません。ということは、どんなに多くても滞在日数は20日という報告から見ると、時には30日を超えているということもありましたし、先ほど言いましたように前回は28日、今回はそれに匹敵する日数滞在すると。これは明らかに拡大ではありませんか。どうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、訓練規模の状況ですが、300名強ということになっています。そして、車両約60両ということで、受け入れの条件、向こうから提示された内容であります。先ほども言いましたように支援部隊を除くということになっております。したがって、支援部隊につきましては、車両の整備員であったり、また、食事をつくる給食要員であったり、また、医療の関係者であったり、そのような者が支援部隊と言われるものだと思っておりますが、それらの人数を除くということでございますので、それらについては300名強に含まれていない、それらが足されるものだということは十分考えられます。

また、日数でございますが、そういう答弁も過去に、前後三、四日ということもあったということでございますが、いわゆる先遣隊の皆さんについてはかなり早くから来ておりますが、それらの人たちについては、やはり地域との、演習場内での安全対策でありますとか、いろいろな、自衛隊側、管理側との打ち合わせ等々、安全に配慮した対策のための要員であるという、そのための先遣隊だと思っておりますので、いずれにいたしましても、総体的に考えると、最初の防衛庁から提示のあった内容と乖離しているとは、我々としては考えておりません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと確認させていただきたいと思いますが、訓練部隊、人員300人強というのは、おっしゃるとおりそういうふうに言っています。そこで、私はその後のことを言っているわけです。支援部隊が60ないし70名程度だというふうに約束しているわけだと私は指摘をしているのですが、その点についてはどうですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 60人から70人程度ということでもあります。したがって、それ

を許容する範囲なのかどうか、その考え方の違いだと思いますし、我々としては、いろいろな状況を考えたときに、それらは許容の範囲であると、そのように今、私どもは考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 一般常識から言うと、それは許容の範囲ととても言えないというふうに私は思うし、それが常識ではないかなというふうに思います。

次に行きます。

防衛施設局長に確認した内容には、このほかに、防衛施設局としても米軍の外出時には局職員が案内するなど責任を持って対応する。また、警察にも十分な支援を依頼するとあり、具体的には次のような措置を講じるとして、米軍の外出時には施設局職員が同行する、訓練期間中、施設局職員が演習場周辺を巡回するというものもあります。これについてお聞きします。

今回、警察にどのような形で十分な支援を依頼したのでしょうか。

また、演習場周辺の巡回についてはどのようにされていますか。

さらに、米軍外出時の局職員の動向についてはどのようにされるのか、お聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、警察に対する依頼でございますが、このことについては、今回に限らず、訓練の際には日米協議の上、訓練の日程がおおむね決まった時点で北海道防衛局から北海道警察本部のほうに支援依頼を要請するというところでございます。あわせまして、必要に応じまして釧路方面本部などにも要請しているということで、北海道防衛局から回答を得ております。

また、演習場周辺の巡回、そして外出時の動向につきましても、北海道防衛局職員及び防衛局が委託をいたしている警備会社スタッフにより行っているということでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました矢白別演習場関係機関連絡会議、これにおいては、要請のたびに滞在中における規律の維持に万全の対応を期することを求めているところでございます。

本年5月の要請におきましても、米海兵隊は、訓練部隊の司令官が責任を持って自己の部隊の秩序と規律の維持を確保し、その際、最高度の規律を維持する、このように約束をした旨の回答を得ております。

今回の訓練を含め、今後についても国の責任において安全の確保が図られるものと理解をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） もう少し具体的に、どういう警備がされるのかとか、どういう形で巡回がされているのかということをお聞きしたわけですが、その点についてはちょっと、かなり大ざっぱなお答えだったので、できたら具体的に把握していただきたいし、そういう内容での御答弁をお願いしたいなというふうに思うのですが、とりわけ局職員の動向の問題についてであります。今回、局からは30人の職員がこちらに来ているそうです。隊員は430人です。今後の問題になると思いますが、外出が何人程度になるかわか

りませんけれども、海兵隊員にきちんと局職員がつくのかどうか、この点をちょっと確認させていただきたいと思うのです。

とりわけ移転を受け入れるかどうかという論議の中で、こういうふうに当時の佐野町長が言っています。原則として、個人の外出はさせないと。あるいは、1人、2人のグループでの自由行動は絶対させないと、こういうふうに言明しています。ただ、釧路等に外出した隊員の動きを今まで見ていますと、小グループでの行動はあります。だから今回、こういうふうに約束した1人、2人の行動はさせないということが守られるのかどうか、海兵隊員に局職員がちゃんとつくのかどうかということをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、海兵隊の皆さんが、司令官のもとに、しっかりと高度の規律の維持を保つということが前提ですが、それに伴って、さらに施設局の職員が同行していくということで、今日までそういうことでされておりますし、当然、それについて、今、1人、2人ということが現実にあるのかどうか、具体的に私も把握しておりませんが、いずれにしても防衛局の職員がしっかり彼らをサポート、通訳も兼ねて、いろいろなこともあるのかもしれませんが、それらを含めて、安全な行動を、それらの地域住民含めて、行く先々について安全を維持できるようにサポートしながら、防衛局の職員もしっかりと活動されていると、そういうふうに我々も聞いておりますし、そのようにされるものだと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そもそも海兵隊の外出については異論があるところですが、やるのだとしたら約束をきちんと守っていただきたいと。1人、2人の自由行動はとらせないとやっているし、局員がしっかりつくのだというふうに言っていると。仮に今回外出するとしたら、その点はちゃんと守られるのかどうかということをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） これも、道、それから周辺4町の連絡協議会ですか、それに対して、規律の維持等も含めて、しっかり、そういう面では適正な行動がとられるような確保を含めて、一体で要請してきておりますし、防衛局のほうも、それに基づいてしっかりと活動をして、そういう体制を整えて今回もやられるものだと、そのように理解しております。

今後とも、その辺についてもしっかりと、要請についてはしてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ強く要請していただきたいと思えます。

また、終了した後、総括的なことを踏まえて、また質問させていただく機会があるかもしれません。そのときはよろしくお願いします。

5点目に行きます。

防衛施設局長に確認した内容について、さらにお聞きします。

こういうふうに言っています。演習場内の河川環境保全として、風連川流域において土砂流出対策を実施しているが、その他の流域についても調査を行うとあります。また、道路網の整備について、道路及び歩道の拡幅整備は、地元からの具体的な計画が提出されれば、自衛隊と車両の通行による障害の実態等を調査の上検討するという内容も明記されて

います。これら述べられている調査、あるいは検討については、具体的にどのように進んだかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

演習場内の河川環境保全といたしましては、まず土砂流出対策事業について、昭和59年度より実施をしております。風連川流域で8基、西風連川流域で3基、それから三郎川、熊川、樺沢流域で4基、合計15基のダムが平成18年度まで建設をされております。

平成18年7月に、絶滅危惧種でありますイトウの産卵・ふ化を確認したとの新聞報道がなされまして、平成19年度には建設工事の取りやめをいたしたところでございます。

北海道防衛局では、平成19年4月に演習場内の風連川の環境調査を行いまして、三つの支流、玉川、樺沢、楓沢でイトウの産卵床を確認いたしました。

そのことによりまして、北海道防衛局は、イトウ等魚類の繁殖及び生息状況、それから対策施設の下流域社会及び河川生物への影響について検討を行いまして、流域の環境保全と土砂流出対策に資するための提言を得るために、矢白別演習場・風連川水系土砂流出対策等検討委員会、これを平成20年5月に設置いたしました。

平成20年度からは、検討委員会の提言を受けまして河川の水文環境調査を行い、平成22年度に玉川、楓沢流域2基の既設ダムにスリット工事が実施されております。

また、あわせて、その流域の土砂生産源対策工事も行われておりまして、イトウの遡上のモニタリング調査も継続的に実施をいたしているところでございます。

次に、道路網についてですが、平成9年度より現在に至るまで、7事案の道路整備の計画を持ちまして、5事案の改良舗装、歩道整備の完了をいたしまして、現在、二つの事案が実施中でございます。

完了事案の改良舗装延長については約9.6キロメートル、歩道延長は約2.7キロメートルでございまして、また、実施中の改良舗装延長は約4.6キロメートルとなっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 風連川水系のほかの流域について調査するというふうになっているのですが、これは具体的にどこを指していますか。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（天田 豊君） 今、中村議員がおっしゃったとおり、矢白別演習場の別海町側には、大きく言うと風連川流域しかないのです。ですから、その他の流域というのは、ほかの2町の、別寒辺牛川流域というのか、多分そういうことを言っているとも受け取られます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 多分そういうことだろうなというふうに思ったのですが、確認させていただきたく、質問させていただきました。

それで、道路の問題についてはいろいろ論議をしたいところですが、時間がなくなりましたので次回にさせていただきたいと思います。

6番目に行きます。

町民の安全を守り、安心していただくために次の点を指摘し、町当局の対応や見解をお聞きします。

その1として、演習場内に民有地があり、町民が生活していることを米軍に伝え、安全を確保するよう求めることが必要です。これは行われていますか。

その2として、今回ブリーフィングが行われましたが、45分という短い時間で、住民の疑問に答えるものにはなっていません。実弾射撃訓練後でいいので、住民の疑問を司令官に聞いてもらい、理解し合うための時間をつくるよう米側に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

ただいまの質問につきましては、本年3月の第1回定例会、この際に中村議員からの一般質問にお答えをいたしていますように、演習場内あるいは演習場周辺で生活している町民の皆さんに対する安全の確保につきましては、北海道防衛局に対し機会あるごとに申し入れをいたしておりますし、米海兵隊にも伝えられております。したがって、米海兵隊が矢白別演習場を使用する場合には、自衛隊がとっております町民の皆さんへの安全確保や配慮の観点に従うこととなっております。

また、ブリーフィングの時間が短く、疑問に答えるものになっていないということもございますけれども、今回のブリーフィングにつきましては、6月12日に実施をされ、当町からは議会議員の皆さん4名、一般町民の方3名、町職員5名が参加をしたところでございます。これは、6月5日付で北海道防衛局から報道関係者及び自治体関係者に案内があったもので、自治体関係者として一般住民の方の参加も可能となっております。参加申し込みの際、質疑事項がある場合はあわせて報告していただくことになっておりましたが、あらかじめ質問のすべてについては時間の関係上お答えすることはできないという前置きがあった上での案内でございました。

内容について、十分であったかどうかにつきましては、私が申し上げるべきものではございませんが、過去においてはブリーフィングや訓練公開が行われなかったということもあった事実にかんがみまして、今後においても、訓練に伴うさまざまな情報の提供の場を国の責任において対応することについて、引き続き矢白別演習場関係機関連絡会議、これを通じてしっかり要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長を初め関係機関の大変な努力の中で前進した面もあるということは私も承知していますし、その点については大変感謝しています。ただ、まだまだ、町民と米軍がお互いに疑問をぶつけ合う、とりわけ町民の疑問を米軍に聞いてもらって、その中でお互いに理解していくということは非常に重要だろうと。米軍にとっても私は重要だと思うのです。そういう点で、米軍にとっても重要なことだから、それは利益になることだからという形で、ぜひ今後も強く要請をしていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、災害に強いまちづくりについてであります。これも大変重要な課題だと思いますので、何点かについて質問させていただきます。

まず最初に、東日本大震災後、防災教育についてさまざまな見直しが全国的にされているところですが、当町における子供への防災教育や避難訓練等の現状と課題についてお知

らしてください。

まず、海岸地帯の幼稚園、保育園、小学校、中学校、各所在地やその周辺の標高は調べておられるでしょうか。また、それに応じた津波教育並びに避難訓練等についてはどのようなになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

標高は調べていますかとの御質問でございますが、総務課防災担当で調べまして、平成19年に全戸配布しました「別海の防災、ハザードマップ」に記載しております。野付小学校、野付中学校、別海小学校、別海中学校の玄関の標高、それと周辺道路の標高が明記されております。

なお、野付幼稚園、本別海へき地保育園は明記されておりませんが、周辺施設や道路の標高から、おおよその高さはわかるものと思われま。

次に、防災教育や避難訓練の現状についてであります。学校における防災教育は、さまざまな災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとられるようにすることが大切であります。

このようなことから、新学習要領において、小学校の理科や社会、中学校の保健体育において、防災教育等の充実が図られております。

各学校では学校安全計画を策定して、これら災害等にかかわる教科や北海道教育委員会が発行している防災啓発資料「学んDE防災」を活用した学習を行い、防災教育の計画的な取り組みを行っております。

避難訓練につきましては、東日本大震災後において、自然災害等の発生を想定した避難訓練等の実施について二度教育長通知をいたしまして、小学校、中学校の全校で地震と津波の訓練を実施したところであります。

海岸地帯の学校では、避難場所を校舎の2階に固定した小中学校合同訓練の実施や、訓練回数を3回にふやして休み時間にも実施するなど、地域の実情に合わせた避難訓練を行っております。

学校においては、危険発生時において学校がとるべき措置の具体的内容や手順を定めた学校防災マニュアルを作成しております。震災後において見直しや改善を行うとともに、それぞれの地域の実態に合った課題を見出し、事前、発生時、事後の3段階での危機管理に対応した実践的な学校防災マニュアルの作成に努めているところであります。

また、教育委員会では、災害時の教職員の初動マニュアルを作成し、平成23年度に配付しております。

次に、課題としましては、一つ目として、保護者への児童生徒等の引き渡しルールの確立であります。小中学校で合同してルールを確立し、保護者と地域と共通理解する体制づくりが必要です。

二つ目として、地域や関係団体との合同避難訓練の実施です。学校は、生徒の安全確保、安否確認、2次災害などの対応とあわせ、避難してくる地域住民への対応が重なり混乱しないか、今後、地域と連携した取り組みを進めてまいります。

三つ目として、児童生徒の主体的判断による生き抜くための防災教育です。児童生徒がみずから危険を予測し、回避行動する能力を高めることが必要であることから、放課後や当校・下校時の訓練などを検討してまいりたいと考えております。

まだ多くの課題がありますが、今後、町防災、地域防災組織、家庭、そして関係機関と

連携した総合的な防災訓練などを通して課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 説明を聞いて、ある程度理解をしましたが、ちょっと確認させていただきたい点が2点ほどあります。一つは、自分たちの学校にいる場合、ここの標高がどのぐらいかということをお子供たちにちゃんと伝えているという、逆に言うと、お子供たちはそのことをきちんと把握されているかどうかということをおちょっと確認したいのです。海岸の小中学校です。その点の一つと、それから、屋上に避難するというようなお話がありましたけれども、海岸部の学校の屋上の高さというのはどのぐらいの津波に耐えられるのかということです。その点について、把握はされていると思うのですが、どういうふうになっているか。そして、それを越える津波が仮に来たときにはどういうふうになるのかということをおちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 2点御質問がありました。

まず、自分がどのぐらいの高さにいるかという、その認識です。

小学生の低学年ならわからないと思います。言ってもわかりません。ですから、教師の言うこと、教師の指導、教師の指示に従うしかないというふうにとらえております。つまり、一番危険なところは、まず野付小・中・幼稚園は高台にあります。それで、一般的にはあそこが避難所になっていますので、そのままいいのではないかと。ところが、別海小・中はそんなに高くありません。けれども、その中で一番高いところは別海中学校の2階だと。2階に避難せよという、そういうことは子供たちに指示しております。

ところが、迎えに来るといふ、こういう状況があります。例えば走古丹、あるいは床丹、ほとんど海岸、海拔ゼロとは言いませんけれども、10メートルもない（録音切れ）

（答弁書により入力）

○15番（中村忠士君） 海岸部における避難施設の安全性についても見直しが必要ではないかと思いますが、町当局の見解をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 避難施設として、野付小学校、野付中学校、別海小学校、別海中学校の4校が指定されております。

施設の安全性としまして、まず地震に対する安全性については、野付小学校は校舎、屋体の耐震補強工事を平成20年度に行っております。

野付中学校は、校舎、屋体とも耐震性が確保されています。

別海小学校、別海中学校の校舎は、耐震性は確保されておりますが、両校とも屋体については耐震性がないことから、改築に向けた検討を進めているところであります。

次に、津波に対する安全性ですが、道では予測精度を高めるための再シミュレーションを行っているところであり、町としては、その結果を待って検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 教育部長の答弁にありましたように、現在、北海道において、北海道太平洋沿岸で発見された過去の津波の痕跡である津波堆積物の調査データをもとに最大クラスの巨大地震、津波を想定して、防災関係施策の再検討が行われておりま

す。

町では、今後提供される津波高予想資料などにより、海岸部避難施設の安全性について検証をしております。

また、今月の27日には、各自治体が策定すべき津波避難計画等に係る指針などについて、根室振興局において説明会が予定されておりますので、それらの指針等をもとに、本町の地域防災計画、ハザードマップの見直しに着手をまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 内陸部における避難施設には、災害時の備蓄品は皆無に等しい状況です。計画的な整備が必要と思いますが、町当局の見解をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 現在、町が配備しております備蓄品につきましては、近年においてもたびたび発生しました高潮や津波、いわゆる緊急避難を要する災害時を想定して、海岸沿いの避難施設を中心に毛布、飲料水、アルファ米等の非常食を津波避難勧告時に避難対象となる人数分備え、使用状況に応じて随時補充、更新することとしております。

昨年の6月定例会において答弁しておりますとおり、非常食等の備蓄につきましては、更新も含めた購入費や保管場所などの管理面からも、町内の全避難施設に同様の備蓄品を整備することが難しい状況です。

対応策としては、一部備蓄の検討とあわせ、北海道が実施する食料品、飲料水、日用品等にかかわる災害協定を参考に、町独自の地域協定締結の方法なども検討を予定しております。

また、内陸部において多数の方が避難施設を利用される状況とは、広範囲にわたりライフラインが寸断されるような大地震などの大規模災害が想定されるところですが、避難生活の基礎となる電気や暖房を確保するための機器材の整備計画もあわせ、地域自主防災組織の方と協議をしながら検討をまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町内会等を基盤とした自主防災組織が各地につくられ、災害を想定した訓練などを行っている地域もありますが、全町的な自主防災組織の設立状況や活動状況はどのようになっていますか。現状と対策をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 別海町内には105の町内会がございますが、そのうち67町内会が自主防災組織を結成しておりますして、組織率は63%となっております。

参考までに、北海道内における組織率は48.8%、全国では73.5%となっており、一番組織率が高い都道府県は、愛知県の98.9%となっております。

北海道内の組織率と比較しますと、当町は若干高い組織率となっておりますが、引き続き機会あるごとに防災意識の高揚に努め、組織率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、活動状況ですが、例として、海岸地区で高潮警報が発令になった場合に、低地に居住されている住民の皆さんには安全のため事前に避難を促しますが、この際、自主防災組織の方々が避難所を開設し避難誘導を行うなど、安全確保に努めていただいております。

また、自主防災組織が主体となり、毎年テーマを持って防災訓練を実施している地域も

あります。

各地域で行っております防災訓練の内容としましては、避難訓練、気象庁職員等による防災講話、炊き出しや消火訓練、AEDの使用講習などとなっております。

町といたしましては、引き続き自主防災組織がみずから実践する組織強化や防災知識向上のため、連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 震災瓦れきについて。

町内に所在する民間の廃棄物処理場が受け入れる地理的範囲については、根室管内から排出されるものが原則となっているものの、行政機関等から要請があった場合には管外からも受け入れられるものとするという1項が業者、3町内会、町の5者による協定文にあります。このことだけを見ると、震災瓦れきについて、受け入れの可能性が皆無とは言えないという懸念が出てきます。

震災瓦れきの受け入れについては、放射線被害の問題もあり、町民も大きな不安を抱いています。その中であって、たとえ民間であっても、町民の意向と無関係に震災瓦れきの持ち込みが行われるようなことがあってはならないと思います。町当局の見解をお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 民間の産業廃棄物処理施設に関しましては、施設設置者と別海町を初め関係3町内会による5者間で公害防止協定を締結しておりますが、収集の範囲につきましては、中村議員がおっしゃったとおりの内容となっております。

また、協定書では、処理する廃棄物の種類に変更がある場合には事前にその内容を町に提示し協議することとなっており、さらに、この協定に基づいて廃棄物処理施設相互監視委員会が設置されているところです。

監視委員会は、公害の未然防止を図り、地域住民の健康の保護、あるいは生活環境の保全を図ることを目的としている組織でございまして、関係する法令を遵守した適正な処理施設の管理運営に関することや施設設置者からの業務内容、施設改修等、変更事項の事前協議に関することなどについて、相互監視の役割を担うこととなっております。

仮に事業者が災害廃棄物を受け入れようとする場合は、監視委員会を構成する別海町を含めた施設設置者を初め、隣接の五つの町内会や四つの農・漁業団体の代表者による協議が必要であり、この中で地域住民の意向等は十分反映されるものと認識しています。

また、このような場合は、町としても慎重に対応することが求められますから、事業者の判断だけで受け入れが決まるものではないと考えております。

災害廃棄物の受け入れにつきましては、放射能汚染問題を含め全国的に広域処理の対応に苦慮している状況にあり、現在まで町内の民間事業者が受け入れる動きなどの情報は得ておりませんが、今後におきましても、民間事業者の動向も注視しながら情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、次に、1番木嶋議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず、技能士の重用制度についてですが、昨年の6月定例会においても同じ質問をさせていただきます。

本町における技能士尊重運動に関しましては、別海町技能士会が設立しました昭和51年4月以来、脈々と受け継がれてきました。しかしながら、実際は町発注工事において、技能士の重要性が加味されないまま歳月だけが過ぎてまいりました。

一昨年に仕様書の改訂があり、技能士重用が進むものと期待されますが、その後、技能士の重用に関してどのように環境が整備されてきたのかを検証できればと考えております。

まず1点目です。

町長は、今年度行政執行方針の中で商工業振興について語られていますが、起業や事業主に対しての内容が主であり、労働者に対しての言及が見られませんでした。

技能士の多くは労働者であります。中小企業振興基本条例第4条基本的施策3項に、中小企業者等に必要な人材の確保及び育成を図ることとあります。町発注工事の必要な部分で技能士重用の義務化を進め、未受験の若い労働者に技能士取得の重要性を認識させることは行政の役割であるものと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

木嶋議員御質問のとおり、現在、町における商工業振興策につきましては、事業主支援、それと起業家支援、そういったものが中心となっております。しかし、事業主支援につきましては、間接的ではありますが、そこで働く労働者の支援にもつながっているというふうに認識しているところです。

現在、技能士認定の職種は128にわたりまして、平成22年度末ではありますけれども、北海道においては、特級から3級までで13万8,865人の方々が技能士として資格を持っておられます。根室管内におきましては5,111人の合格者を有しまして、そのうち997名の方々が技能士の手帳の交付を受けております。町内では21の職種で117名の方々が技能士の手帳の交付を受けているところです。

町といたしましては、技能士資格を有する人材は町にとって大切な宝であるというふうに認識しているところです。

町は、技能士会に対する助成や奉仕活動に対しまして、広報誌によるPR、あるいは技能の日のポスターの掲示、あるいは優良勤労者表彰などを現在行っているところであります。

木嶋議員がおっしゃいましたように、一昨年、北海道は土木工事共通仕様書の改訂を行いました。別海町におきましても、土木工事、建設工事ともに、町発注工事においては北海道建設部作成の工事標準仕様書等、それらを準用しているところです。

今後につきましては、技能取得の重要性及び資格取得拡大に向けた取り組みを、現在作成を進めています中小企業振興策としての指針、これらに盛り込んでいくことも視野に入れながら、技能士会、あるいは関係機関と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） いろいろ策は講じられているということですが、実際にはなかなか、重用制度、それを義務化するところまでは進まないのかなというふうには考えております。

この技能士尊重運動というのをなぜ進めるかということなのです。これは、一事業者の受注機会を単にふやすだけのことではないわけです。町民の財産である町発注の工事、でき上がるもの、この品質を高めて、それが地域の中に継承されていく、技術が継承されていくということが非常に大事なことであって、結果的に企業の体質が強化されて、よい企業がつくられていくということになると思うのですが、その辺の認識はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げたいと思いますが、今、木嶋議員おっしゃられるように、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、技能士の資格を持った皆さんについては、企業にとっても、そして町にとっても宝であり財産だと思っております。そういう皆さんに一生懸命頑張ってもらっているおかげで、企業の発展もありますし、地域経済の発展、それにつながっているものだと思っておりますので、町としても今までいろいろな取り組みをしてきましたが、今後とも中小企業振興条例の中で、今申し上げたように、それらの中にしっかり位置づけ等を、これからしっかり資格を取ってもらえる皆さんがどんどんふえていく、そして、それぞれの企業が活性化をしていく、そういう流れになるような形で中小企業振興条例の指針の策定に当たって検討してまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 最初の質問の中でも申したとおり、これからいろいろ策を講じていただくことはわかるのですが、実際に、現状としては、若い人たち、まだ技能士を持っていない人たち、こういう人たちが、実際に仕事はできるのです。経験もあって、現場を任されて、できるようにはなっているのです。必要な、例えば施工管理士ですとか、そういうことは積極的に取っていくような傾向はあるのですが、ただ、技能士に関しては、実際にやっぱり必要がないというような認識になってしまっているような傾向があります。ですから、何としてでも、やっぱりそういう技能の継承というのは地域にとっても大事だということを再認識していただいて、この件につきましてはきちんと進めていただきたいなと思います。

次の質問ですが、ちょっと前後するような感じですが、昨年6月定例会で、当時の産業振興部長は、工事の仕様書に記載されている内容の徹底と、資格証明書、技能検定合格書、あるいは技能士手帳の写しなどの提出を、関係機関と協議の上、検討してまいりたいと答弁されました。しかし、昨年度、実際に資格証明が発行されたのはたった2件だけなのです。これは、実際どのような検討がされてきたのか、それともされていないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（天田 豊君） お答えいたします。

町発注の工事につきましては、昨年6月定例会で答弁いたしましたとおり、工事仕様書に記載されています技能士の活用を促すべく、技能士適用報告書の提出を求めるほかに、土木工事では施工成績評定に加えております。町の監督員からも、そのような指導も行っ

てまいりました。

昨年度の活用状況であります。重立った完了工事の技能士適用報告によりますと、建築発注の新築工事6件で98人、土木発注工事35件で25人の報告を受けております。

なお、技能士適用報告に添付される技能士を証明する書類のほとんどが技能検定合格書の写しになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そういうものであれば、かなり人数が使われているということなのですが、必要書類の部分で証明書を必ずつけなさいということにはできないのでしょうか。合格書は合格書だと思うのですけれども、ある意味、技能士会の活動の活性化ということに関しては、技能証明を発行させることによって、かなりそういう必要性が出てくると思うのですけれども、その辺の検討はないのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 建設水道部長。

○建設水道部長（天田 豊君） あくまでも仕様書のほうで証明するものとして、木嶋議員のおっしゃった証明の仕方と、あとは手帳と、それから合格書の写しになっておりますので、それを変えるということではできないと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そういうことでしたら理解できますが、引き続き技能士の重用に関して積極的に施策を進めていただきたいと思えます。

それでは、大きく2番目の質問に移りたいと思えます。

地域防災計画について質問させていただきます。

先ほど中村議員からも防災に関しては質問がありましたが、町の地域防災計画の早期の見直しを期待するところではあります。上位計画が示されない以上、町が単独で進めることはできない事情は理解できるものであります。

しかし、災害はいつ襲ってくるかわかりません。500年確率規模の大地震がいつ発生してもおかしくない状況であることを考えても、避難支援対策は早急に整備するべきであると思えます。

特に、本町の海岸地域は平たんで津波被害を受けやすいという現況から、地域の実情に即した新たな避難計画を今すぐにも立案する必要があると考えます。

1番目で、避難経路、避難方法等、地域防災計画に盛り込むための基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町の海岸地域におきましては、いかに迅速に高台に、さらに避難場所、避難施設への避難を完了していただけるかが最も重要であると考えております。特に尾岱沼地区におきましては、市街地を南北に急傾斜地が分断しており、海岸側に居住する住民の迅速な避難が重要な課題となります。

この急傾斜地には、現在北海道が設置、管理しているものを含めまして、管理用階段及び避難階段等が合わせて19カ所ございます。今後、防災計画の見直しとあわせた津波避難計画、これを策定する際には、これらを活用いたしまして避難経路図の作成を行うなど、地域住民の方、また、自主防災組織の方々と協議の上、調整を行ってまいりたいと考

えております。

また、基本的な考え方といたしましては、計画を策定するというのも重要なことですが、立案した計画をいかに広く関係住民の皆様にお知らせをして実効性を発揮させるかということが重要であり、これらもあわせて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 海岸地域に何カ所か橋があると思うのです。避難する際に、高台といっても、巨大な地震、巨大な津波に対して、その高台が有効に利用できるかどうかというのは不明な点もありますし、これから道の出してくるシミュレーションの中で、実際にどこまで避難しなければいけないかという問題もあると思うのです。

そういう中で、橋の強度の問題というのですか、要するに耐震性の問題が非常に重要になってくるかなど。実際に、その橋が通行できるかどうかというのは震災になってみなければわからないとは思うのですけれども、そこまで加味した計画が必要かと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） はっきりとした答弁にはならないと思いますが、いずれにしても、昨年の大震災を含めて、津波対策、特に海岸地域の橋については、開発局含めて、なるべく早く補強をしながら、しっかり津波に耐えられるような状況にしていくということは今優先的にやっている状況であります。そういう方向で現在進行している、そのように我々は理解をいたしております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほど総務部長もおっしゃいましたけれども、やっぱり実効力のある計画というのが必要だと思いますので、実際にやっぱり現地の実情に合わせた形でつくっていただけたらいいなというふうに思います。

2番目に、障害者や高齢者など自力での移動困難者に対する避難支援の基本的な考え方をお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

木嶋議員御承知のとおりと思いますが、本年3月に別海町障がい者計画を策定いたしました。その中でも、災害時における障害者の安全確保について多くの課題が見られたところでございます。

また、同じく、高齢者におきましても、同時期に策定をいたしました別海町高齢者保健福祉計画の中に、災害時における要援護者支援体制の推進がうたわれているところでございます。

本町におきましては、平成22年7月に別海町災害時要援護者支援実施要綱を制定いたしまして、町内会や民生委員児童委員等の協力を得ながら、高齢者や障害者の人たちが災害時に支援を受けることができる体制を整備してきているところでございます。

個人情報等の関係もありまして申請方式としておりまして、申請のあった方について個別にプランを作成し、台帳とともに町内会、民生委員児童委員の方々に写しを送って支援をお願いしております。

あわせて、台帳に載っていない方で町内会や民生委員児童委員の皆さんが支援の必要があると思われる方につきましては、役場に連絡をいただくこととなっております。

なお、参考までに、台帳に登載されております方々は、現在、障害者の方で55名、高齢者の方で175名ということで、計230名ということになっております。

避難支援につきまして、基本的にはこの制度の拡充を進め、さらに消防署、福祉施設など関係機関や町内会を中心とした自主防災組織などと連携をとりながら、防災訓練等への高齢者や障害者の人たちの参加を促進するとともに、地域全体の防災意識の高揚に努め、情報伝達や避難誘導、また避難先での物資調達などの面で、それぞれの障害区分や年齢に配慮した防災システムを地域の皆さんとともにつくっていく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） これも、先ほどから申しているように、やっぱり実効性が本当に大事だなというふうに考えている問題なのですが、最近テレビとか新聞とかでも紹介されているものですが、そうした移動困難の人たちですとか弱者に対しての対策として、津波に関してですけれども、津波シェルターというのがあって、御存じの方も多いたと思いますが、強化プラスチックでできていて、中が面転構造になっていたりだとかいろいろあるのですが、ある程度の衝撃には耐えられて、津波の被害に遭っても浮いた状態で避難できるというようなものです。

こうした実効性のある対策を考えていく中で、こうしたことのあらゆる対策というのですか、そういうことをやっぱり検討していく必要があるのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） いろいろな災害が考えられますが、それに対する備えということについては大変重要な問題だと思っておりますし、早急にそういう対策を講じるということが大切だと思っておりますが、シェルター、それは個人的に備えていただくことについてはいいかもしれませんが、いろいろ、経費の問題等々考えますと、なかなか難しいのかなと思っております。

いずれにしても、避難をするのがなかなか困難な皆さんをしっかりと、地域として、また町としても把握をしながら、自主防災組織でありますとか民生委員の皆さん、消防団の皆さん、地域にいる町内会の皆さん、いろいろな皆さんと連携をとって、緊急事態でありますから、早急に対応できる、そういうことを、対応策を常日ごろから、訓練等を通じてしっかりと対応できるような体制をまず構築することが大事だと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、町長は費用の問題をおっしゃいましたが、費用で考えると、これは一つ50万円前後なのです。例えば避難施設を、何か棟を建てますよ、数千万円、数億円かかるかもしれないです。それを考えたら非常に安いものではないかなと。

ちょっと、ごめんなさい、質問から外れてしまうかもしれないのですが、例えば野付半島などの避難箇所が、観光客がもしいて、避難する場所が非常に遠い状況なんかを考えると、そういうものを設置する、例えば個人で置きたいといったときに助成をするとか、そういうふうにして考えていくというのも大事なかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

3番目です。被災状況などの迅速な情報収集、これは非常に大切なことだと思うのです

けれども、その手段についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

防災対策として、高潮、津波等による災害発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、平成23年度、昨年度ですけれども、尾岱沼漁港及び別海漁港内に防災用の監視カメラを設置しております。

このほかに、野付漁協及び別海漁協が独自に設置しておりますウェブカメラ、さらには走古丹地区に設置されました漁場監視用の暗視カメラにつきましても、災害発生時に活用させていただけることとしておりますので、リアルタイムに潮位変動の状況観測を行いながら、既設の潮位観測データとあわせて活用できるよう対策を講じているところでございます。

被災状況につきましては、このほかに国道各所に設置されております防災WAN、このシステムによるカメラ映像、町内全部で19カ所ございますけれども、これにつきまして、北海道開発局と協議の上、機器類の整備を町のほうでも図りまして、利用可能としておりますので、海岸部に限らず情報収集が図られるものと考えております。

また、海岸部につきましては、これら画像情報のほかに3カ所の各防災センターに消防無線、それから尾岱沼支所には防災無線を設置しておりますので、有線回線が使用不能の場合でも、各地域の自主防災組織や消防団と連携をした状況確認が可能となっているというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そうした防災関係のカメラですとか、無線ですとか、電源の問題ですとか、あとは実際の耐震性というのですか、どの程度の地震に耐えられるのかとか、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

実際問題、国道に設置されております防災カメラ等に光ケーブルを使っておりますけれども、所有電源が切断されたときにどこまでが有効になるかということにつきましては、ただいま手持ちの資料がございませんので、お答えはちょっとできない状況です。

それから、港についておりますカメラにつきましても、当町のものにつきましては電源が遮断された時点では映像を確保することは難しい状況だというふうになっております。

ただ、防災無線につきましては、消防無線とあわせて、12ボルトのバッテリー共用というふうになっておりますので、車のバッテリーですとか、そういったものが確保できれば通信手段は確保されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 備えあれば憂いなしということも言われますので、ぜひそのあたり、カメラなんか有効に使えるような状況を確認できるように、ぜひ対策を進めていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、実効性のある防災計画をこれからつくっていただきまして、そして住民の皆さん一人一人に行き渡るような形をとっていただきたいなというふうに思いますし、私たちも当然、それに対しては協力をしなければいけないなというふうに思っており

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

それでは、次に、瀧川榮子議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従ひまして、質問させていただきます。

まず1点目です。公民館の使用について。

社会教育法により、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、相乗の循環を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

別海町では公民館使用条例を定め、社会教育法の目的達成のために事業が行われ、大人から子供まで、多くの住民も参加しています。

しかし、別海町の公民館使用では、近年に始まったことではありませんが、住民が参加する団体が使用希望したにもかかわらず、使用許可しないと返答されたことが最近まであったと聞きます。

一つ目として、その事実があったかどうかについて、まずお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 瀧川議員の一般質問にお答えいたします。

昨年10月に、中央公民館において、町民が組織する団体が公民館を利用するべく申し込みをした際に、職員が利用の目的を伺ったところ政治団体と判断し、貸館を許可するには上司の判断が必要と考えたことから、その場で許可をしなかったという事実はありました。

また、過去において、そのような許可しないといた事実があったかどうかについて、その前の館長などに確認したところ、そのようなことはなかったと聞いておりますが、過去何年もさかのぼり、そのような判断があったかどうかについて当事者の方から伺ったところによると、許可されなかったといった事実があったと聞いております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 事実があったということで答弁いただきました。

使用許可されなかった人たちは、公民館使用について、公民ですので、住民全体が使える場所であるという認識であったにもかかわらず使用許可が出なかったということで、一般市民として認められず、差別された立場にあるというふうにして考えてきました。

そこで、二つ目として、社会教育法の公民館の事業は多岐にわたり、施設を住民の集会、その他の公共的利用に供することも明記しています。これまで使用を許可しないとした理由は何かについてお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

地方自治法244条第2項において、普通公共団体は、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないと規定されております。つまり、住民が公の施設である公民館を利用しようとする事実を拒むことは、正当な理由がない限りできません。

しかしながら、社会教育法第23条において、公民館が行ってはならない禁止事項が示されており、同条第1項第2号において、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することと規定されております。

過去を含め、今回公民館職員がその場で使用を許可しなかった理由は、利用を希望した団体の利用目的が社会教育法第23条第1項第2号の特定の政党の利害に関することに抵触すると判断したものであると考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今答弁のありました社会教育法の第23条、公民館の運営方針ということだと思うのですけれども、ここでは住民が行ってはならない行為ではなくて、公民館が次の行為を行ってはならないということで、公民館がしてはならない行為として、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関して特定の候補者を支持すること。これは、公民館が行ってはならないということで、住民に出したのではないというふうにしてこの条文を読みませけれども、このことについての判断はいかがでしょう。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

社会教育法第22条においては、第1号から第6号まで、六つの公民館が行うべき事業を示しております。このうち第5号までは公民館が直接行う事業を示し、第6号ではその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することと、施設を住民等に供与することを上げています。

このように、公民館は施設を幅広く一般に開放して、地域住民の社会教育活動などに利用されることが重要な任務と位置づけられております。

したがって、公民館の使用許可に当たっては、正当な理由なく特別扱いとならないように公平な取り扱いが重要であり、第23条において公民館の運営方針として上げられ、これは利用する団体側の制限にも及ぶものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 利用する側の団体の制限ということは、利用する側の団体について、公民館として制限をすることができるという認識ですか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） はい、そのとおりということです。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この教育法の23条で、先ほど言われましたように、特定の政党の利害に関する事業を行い、また、公私の選挙に関して特定の候補者を支持すること、これは、公民館が行ってはならない行為として記されています。この条文は、23条の1項の1条、2条、そして23条の2項もあるのですけれども、公民館が行ってはならないということの中には、公民館の非営利性、それから政治的中立性、それから宗教的中立性、これを求めています。ですので、公民館が特定の政党に対して、あなたのところは使ってはいいませんよ、あなたの政党は使ってもいいですよというふうにして判断することはできず、いつも中立の立場で政党に対して門戸を開く、公民館を開放していくということが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

今、社会教育法の話が出たのですけれども、公民館がしてはいけないのです。つまり、こちら側がしてはいけないのですけれども、一般町民、市民はすることができるのです。よろしいですか。つまり、公民館が政党の、どこかの団体の講演会を開いたり、そういうことはできない。けれども、例えば瀧川さんが主催の政党のことができるということです。すごく広いですから。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。それは社会教育法の23条にのっとっているそのことと、きちんと正解しますので、それで納得します。

これから公民館のことについて、そのような方向で利用を促していただきたいと思うのですけれども、今のお話によりますと、利用を拒否されているということで、公民館が行ってはいけない行為について、これまで判断を取り違えていたのではないかと考えますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 今の瀧川議員の質問ですが、どちらが取り違っていたという判断で……。

○9番（瀧川榮子君） 公民館側です。

○議長（渡邊政吉君） 公民館側ですか。

教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

先ほどの利用の制限のお話をされておりましたけれども、そういった判断の取り違いということではなくて、過去に使用許可されなかった事実の理由を判断すると、社会教育法第23条で規定する特定の政党の利害に関する事業としたところの法の解釈に間違いがあったものと考えております。政策または政治に関する学習を使用の目的とした場合、すべてこの法に抵触すると判断したことが公民館のほうの誤りであったと考えております。

教育基本法第14条第1項では、政治教育について、良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと規定されております。政治活動にかかわる利用を一律に禁止することは、この法の趣旨に反します。したがって、地域住民が政策・政治に関する学習を目的に公民館を利用することは、問題はないと判断できます。

社会教育法23条で示す禁止事項は、特定の政党の利害に関する事業であって、利用する団体が特定の政党、政治団体であるかどうかを判断すべきと考えます。この判断は、各自治体においてさまざまな判断があり、政党・政治団体であっても、使用内容によって利用を許可している自治体もあります。また、政党・政治団体については許可していない自治体も存在します。

昨年10月に使用申請された団体は、住民が町の政策について学習しようとした目的で集まった団体であり、当然、特定の政党ではありません。深くおわびを申し上げます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今、そのように訂正のおわびの言葉があったのですけれども、これまで使用許可を出さない団体として、特定の団体が連綿として申し継ぎ事項に引き継がれてきた事実があるかどうかについてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

そのような固定した事実は承知しておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 固定した事実はないということなのですが、その断られた団体は、何回も利用を申し込んだのだけれども何回も断られてしまうと。それで、最終的に公民館を利用するのはあきらめて、そして、ぷらとを利用するようになったということが現実としてあります。

これからは広く使えるということですので、公民館を利用していく方向性というのをさまざまな団体に受け継がれていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これまでの状況を踏まえて、今後の公民館の利用について、公民館を設置している自治体の責任者である町長としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

いずれにいたしましても、今回、公民館を利用しようとした団体がその場で利用許可されなかったことにつきましては、法律の解釈や過去の通達、また凡例などを十分に承知していなかったことにすべての原因があるものだと考えております。

したがいまして、行政を執行する職員として法律を遵守することはもちろんでございますが、法律によってはそこにさまざまな解釈が存在をします。それに対し国や道からも通達などで判断すべき事項が出ていることを十分学習をしなければならないということは当然のことです。他の公の施設、これらも含めて、全職員に対しましていま一度、関係法律の学習を促しまして、このようなことのないように指導の徹底を図ってまいりたい、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今の町長の答弁を聞きまして、別海町の公民館使用条例の使用許可第3条の2のところでは、社会教育法第23条第1項に該当すると認めるとき、これは使用許可しないというふうに別海町の公民館使用条例では書いています。しかし、釧路町の公民館の管理条例を上げますと、別海町の使用条例とは全く使用の制限というのは反対になっていて、釧路町では23条の規定に反すると認められるときは使用の制限がありますよということで、全く相反する条文が書かれています。

今までの話を総合しますと、別海町の23条第1項に該当すると認めるときというのは、これは社会教育法からも反する内容だと思うのですが、これをそのまま公民館使用条例の中にとどめておくということは、必要ないというか、削除する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 設置条例の中に、今言った公民館使用条例の第3条の第1項第2号に社会教育法第23条第1項に該当すると認めるときと記載されております。このことについては、解釈の誤解を招きやすいと。今回のことについても、表面上の文言だけのことでそういう判断をしたということもありまして、誤解を招かないようなことを考えながら整理する必要もあるのかなと。また、職員がわかりやすく、マニュアル等で整備してみたいというふうに、今のところそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 社会教育法の第40条では、この23条の規定に違反する行為を行ったときには公民館がその行為を停止することを命ずることができるというふうなまでに、この23条については中立性を公民館が保ちなさいというふうに強く規定していますので、ぜひ使用を許可しないところの3条2項について、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

就学援助事業の実施について。

就学援助制度は、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定され、別海町でも規則を定め実施されています。

国では平成22年から、補助対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されました。これらの項目は、準要保護にかかわり、地方交付税が措置されています。道内では未実施のところもあり、積極的に適用するよう、ことし5月に北海道教育委員会委員長より文書が各自治体の教育委員会教育長に配付されました。

別海町でも、年度途中からでも実施する必要があると考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に、別海町就学援助規則に基づき、学用品、通学用品費、新入学学用品費、体育実技用具費、これはスケート用具です、修学旅行費、学校給食費、医療費について就学援助を行っているところであります。

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、平成22年度から生活保護法に規定する要保護者、これは、現に保護を受けている、いないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者という規定です。その要保護者に限定された就学援助補助事業の補助対象費目に追加されましたが、本町での対象者は生活保護教育扶助費に算入されておりますことから、該当者がいないところであります。

また、低所得者で特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対します国の教育就学奨励費補助事業では、追加費目の指定がされておらず、補助対象外であることなどから、別海町就学援助規則に追加費目せずに、準要保護者、これは生活保護以外の低所得者です。この準要保護者に就学支援を行ってこなかったのが実情であります。

なお、国の補助支援は、要保護者に限定し適用され、市町村が行う準要保護の児童生徒への就学援助に係る経費については地方交付税措置されているとのことでありますので、北海道内では、今は3分の1の市町村が援助対象としております。根室管内では、平成24年度、根室市が適用しております。そういう情勢及び町長部局と連携を図り、保護者の経済的状況を把握した上で、準要保護世帯への適用拡大に向け検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 全道的に3分の1の市町村しかまだ行っていないということで、順次それが広がりを見せていくのだと思いますが、別海町でもぜひよい方向で検討し、年度内実施ということも考えていただきたいと思ひます。

二つ目として、文部科学省では就学援助の補助対象品目に体育実技用具費もあります。別海町では冬季のスケート靴や体育でこれから使用の柔道着など負担は厳しいものがあり

ます。これについては、今、スケートのことについても、そして柔道着のことについては昨日の議会の中で説明いただきました。補助が出ているということです。それで了解いたしました。

広報べつかい6月号では、学校監査結果報告の中で就学援助支給に触れ、適正かつ効率的な執行を図るために就学援助費事務取扱要綱の整備を求めました。整備に当たって、補助対象品目の見直しを図る必要があると考えます。これは先ほどのものとダブってしまいますけれども、ぜひ補助対象品目として追加してくださるよう見直しを図る必要があると考えています。

答えはダブってしまいますか。

○議長（渡邊政吉君） それでは、教育長。

○教育長（山口長伸君） 平成24年度から、新学習指導要領において武道が必修化されました。つまり、中学校で柔道、剣道、相撲、この中から1種目を選んで必修すると。それが大体年間10時間ぐらいです。それが必ずということになりました。

各中学校が2学期以降から実施することになりますけれども、別海町では剣道を実施するのが8校、そして柔道を実施するのが1校です。共修、また、生徒数の増などで不足しております剣道防具の購入、これについては、きのうの予算の話で話しました。また、柔道の実施校、これは中春別中学校なのですけれども、たまたまといいますか、柔道の畳がそろっていたのです。それで、一番手っ取り早いと言ったらちょっと語弊がありますが、まずは柔道から始めましょうということになりました、柔道にしました。

それで、柔道着については、瀧川議員も御存じのとおり、汗をかいて、かなり汗臭くなります。そういった意味で、個人がやっぱり適当ではないかなというふうに当初は判断したのです。けれども、これは保護者負担になりますと、1着何千円もしますので、これは剣道に比べて不公平ができるのではないかとということで、自分で買う分についてはいいのですけれども、希望する生徒には、年間10時間、2年間で20時間ですから、それで、学校で購入して、そして貸与する形にしたほうが望ましいという判断に立ちました。そして、最後は洗濯して学校に返してもらうような形です。

そういうことで、保護者負担の軽減を図るため、柔道着購入費を補正予算に計上させていただいております。

また、学校監査で指摘されました援助費事務取扱要綱等の整備に関しましては、昨年度に別海町就学援助規則及び別海町特別支援教育就学奨励費補助規則を整備し、円滑な支援を図っております。

なお、対象項目の追加、見直しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後、北海道内、あるいは管内の情勢などを踏まえ、適用拡大に向けて検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 済みません。対象品目の中に、先ほど説明いただいたのですけれども、校外活動費というのは入っていなかったと思うのですけれども、このことについては、別海町では就学援助事業の中に追加していくかどうかについて、検討はありますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

校外活動費については、援助に入っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 別海町ではさまざまなことを先取り、先取りで、いろいろ充実した内容にしてくださっているというのをこれまでも感じてきています。

この就学援助のことについては、別海町の例規集で見ようとしてもなかなか見られない状況にあります。これは今後、例規集で見ることができるよう整備されるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育部次長。

○教育部次長（藤原繁光君） お答えいたします。

去年に各規則等を定めましたので、平成24年度、これからその作業が始まりますので、そうしますと閲覧可能になってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、6月21日の1日、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、6月21日の1日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

なお、21日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 0時09分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員